

岩手県告示第42号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和6年岩手県告示第515号）で公示した公共測量を終了した旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和7年1月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 西磐井郡平泉町平泉字伽羅楽、奥州市前沢古城字丑沢、北上市北鬼柳から鍛冶町まで及び同市相去町平林並びに花巻市石鳥谷町中寺林
- 2 実施した期間 令和6年8月21日から同年12月24日まで
- 3 実施した公共測量の種類 道路台帳図作成（2級基準点測量及び3級基準点測量）